

項目	輸入後の改造・修理
<p>1 内容</p> <p>海外の製造事業者が、認定・承認検査機関から電気用品安全法施行規則第13条第1号に定める検査を受け、適合している旨の書面の交付を受けた電気用品を輸入したのですが、当該電気用品が当社の自主基準を満たしていなかったため、改造・修理を行い、国内に出荷することを考えています。この場合、電気用品の製造事業に当たるのでしょうか。また、製造事業に当たる場合、輸入事業届出は必要ないでしょうか。</p> <p>なお、当社は本書面の写しを保存しています。</p>	
<p>2 回答</p> <p>この場合、貴社の行為は電安法上当該電気用品についての輸入事業及び製造事業に該当し、輸入事業者に加え製造事業者の届出が必要となります。</p> <p>電気用品に電氣的加工を伴う改造・修理を行った場合は、元の電気用品と電氣的・機械的条件が異なるものとなりますので、新たな電気用品の完成行為に当たるとみなされます。</p> <p>したがって、改造・修理後の電気用品について、改めて製造事業としての届出(電安法第3条)を行った上で、技術基準適合等の電安法上の義務を履行する必要があります。</p> <p>なお、国内販売を伴わない輸入事業の場合についても、輸入事業届出は必要です。</p>	